

施策評価シート (平成29年度の振り返り、総括)

作成日 平成30年 06月 18日

施策 No.	21	施策名	地域医療体制の充実
主管課名	健康増進課	電話番号	0285-81-6946
関係課名	国保年金課		

施策の対象	・市民								
対象指標名	単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	31年度見込
人口	人	82,136	81,511	80,929	80,698	80,590	79,422	79,542	80,200

施策の意図	地域医療の体制を整備し、身近な医療から高度・専門医療まで、様々な段階の医療を、いつでも安心して受けることができるようにする。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法(算定式など)	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医をもっている市民の割合、市内の医療体制に満足している市民の割合は、市民意向調査で把握した。 ・国保税収納率は、調定額に対する収入済額の割合で算出した。 								
成果指標名	単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	31年度基本計画目標値
かかりつけ医をもっている市民の割合	%	-	-	77.4	78.3	76.9	76.1	76.9	82.5
市内の医療体制に満足している市民の割合	%	-	-	76.7	78.9	79.8	78.0	80.1	82.0
国民健康保険税収納率	%	89.3	88.9	89.0	89.8	89.7	91.1	92.2	90.0

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	<p>市民は、「かかりつけ医」をもって医療の適正受診に努める。</p> <p>行政は、日頃から何でも相談できる「かかりつけ医」をもつよう普及啓発に努める。また、救急医療体制の維持のため、救急医療機関を支援するとともに、初期救急医療と二次救急医療の適正な利用について啓発に努める。さらに、医療保険制度の内容を広く市民に周知し、医療費の適正化と収納率の向上に努める。</p>
-------------------------	---

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

(1) 施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）

【市民意向調査】

・かかりつけ医をもっている市民の割合は、平成27年度76.9%、平成28年度76.1%、平成29年度76.9%で、前年度より0.8ポイント増加している。

・市内の医療体制に満足している市民の割合は、平成27年度79.8%、平成28年度78.0%、平成29年度80.1%で、前年度より2.1ポイント増加している。

・過去1年間に救急車や救急病院を利用した市民の救急車・救急病院の対応に対する満足度は、平成27年度74.2%、平成28年度74.8%、平成29年度74.4%で、ほぼ横ばい傾向である。

【急患センター利用】

・初期救急医療を担う、芳賀地区救急医療センター（急患センター）の市民の利用状況は、平成27年度4,843人、平成28年度5,225人、平成29年度4,896人であり、平成29年度は前年度と比較すると329人減少している。

【救急車利用】

・救急車搬送人員は、平成27年度3,637人、平成28年度3,491人、平成29年度3,449人で、平成29年度は前年度と比較すると42人減少している。

【国民健康保険税等収納率】

・国民健康保険税の収納率は、平成27年度89.7%、平成28年度91.1%、平成29年度92.2%で、年々向上している。

・後期高齢者医療保険料の収納率は、平成27年度99.5%、平成28年度99.6%、平成29年度99.5%で、ほぼ横ばい傾向である。

(2) 近隣他市との比較

・芳賀地区救急医療センター（急患センター）の診療患者数は7,020人で、その内訳は、真岡市民4,896人（69.7%）、芳賀郡4町民1,568人（22.3%）、県内外556人（7.9%）の割合であった。

・救急車搬送人員は、前年度比、全国で114,697人増（2.0%増）、栃木県で1,013人増（1.4%増）、本市では42人減（1.2%減）である。

・国民健康保険税収納率については、平成30年4月末現在、県平均89.6%、真岡市91.5%となっており、県平均を上回っている（7位/14市）。

(3) 住民期待水準との比較

【市民意向調査】

・「どのようなまちになったら良いと思いますか。」の質問項目の内、「医療機関が充実しているまち」の割合は、平成27年度27.8%（3位）、平成28年度28.7%（3位）、平成29年度28.7%（3位）で、住民からの期待が高い傾向にある。

・「力を入れてほしい施策」の質問項目の内、「健康づくりと地域医療体制の推進」の割合は、平成27年度36.6%（2位）、平成28年度25.5%（3位）、平成29年度32.4%（1位）で、住民からの期待が高い傾向にある。

29年度の
評価結果

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

- ・初期救急医療体制は、芳賀地区広域行政事務組合が事業主体となり、芳賀地区救急医療センター（急患センター）の運営を行なっている。
- ・（仮称）真岡市休日夜間急患センターの整備に向けて、芳賀郡市医師会や芳賀赤十字病院、芳賀地区広域行政事務組合等、関係機関と連携を図りながら設計業務を行なった。
- ・初期救急、二次救急医療機関の役割や、日頃から何でも相談できる「かかりつけ医」を持つように、市広報やホームページに掲載し普及啓発に努めている。また、「かかりつけ医を持ちましょう」のステッカーを作成し、乳児家庭全戸訪問時に配布している。
- ・国民健康保険法に基づく保健事業の1つとして、健康・医療・育児・介護・ストレス等の相談に応じる、24時間年中無休の無料電話サービス「もおか健康相談24」を実施している。
- ・二次救急医療は、県内10救急医療圏の一つである芳賀医療圏（1市4町）において対応し、芳賀赤十字病院が担っている。窓口となっている芳賀地区広域行政事務組合に病院群輪番制病院運営費を負担している。また、小児救急拠点病院支援事業費を負担している。
- ・市が、救急告示病院、周産期医療など不採算医療等を担う公的病院に対し助成を行った場合に、特別交付税が措置される制度を活用し、芳賀赤十字病院に対し公的病院運営費補助を行なっている。
- ・高度な医療サービスの提供や救急医療体制の強化が図られ、地域医療の発展に大きく寄与することが期待される、芳賀赤十字病院の新病院建設に要する費用に対して助成を行なっている（平成28～30年度）。
- ・AEDは、市内67か所の公共施設に97台設置しており、設置箇所及び緊急時の利用について広く周知している。主な設置場所は、市役所、二宮コミュニティーセンター、市民会館、生涯学習館、公民館、公民館分館、保育所、小中学校、真岡駅などである（市ホームページに常時掲載）。
- ・救急救助業務は、芳賀地区広域行政事務組合消防本部が行っている。市はその経費の負担をしている。
- ・国民健康保険税等の収納率の向上を図るため、コンビニ収納や窓口延長、一斉納税指導の実施、口座振替の推進等を行なっている。
- ・ジェネリック医薬品への切り替えの参考とするため、「差額通知」を送付している。

29年度の
評価結果

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

・ 県東保健医療圏においては、芳賀郡市医師会と連携のもと、中核病院の芳賀赤十字病院を中心とした医療資源の整備、病病連携、病診連携を図っていく。

・ 芳賀赤十字病院は、平成24年度に策定した新病院建設基本構想に基づき、新病院の規模と機能などを定めた基本計画を平成25年度に策定した。平成26年度には基本設計、平成27年度に実施設計を策定した。芳賀赤十字病院は、芳賀地域における唯一の公的病院として、一般診療に加えて救急医療の質の向上と救急医療体制の充実なども求められており、平成29年2月に着工し、平成31年春には開院の予定で整備を進めている。

・ 芳賀赤十字病院の移転新築にあわせ、同敷地内に、同時期の開院を目指して、（仮称）真岡市休日夜間急患センターの準備を進めており、これまで以上に初期救急と二次救急の効果的な医療の役割分担と連携が図られ、利用者の利便性の向上が図られる。

・ 初期救急、二次救急医療機関の役割や、日頃から健康について相談できる「かかりつけ医」をもつことについて、市民の理解を深めるため、広報紙などで周知するとともに、健康診査の受診時に啓発を図る。

・ 急な病気やけがに役立つ情報を、24時間年中無休で医師や保健師が、内容に応じて指導助言する電話健康相談「もおか健康相談24」の周知を図る。

・ A E Dは、市内の公共施設67か所に97台設置しており、設置箇所及び緊急時の利用について広く周知する。

・ 安定した医療給付を行なうための財源確保を図るため、国民健康保険税等の収納率向上を図る。

・ ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、保険証やお薬手帳に貼る「希望シール」を配布する。

29年度の
評価結果

【増補版に関連する事項】

・ 芳賀日赤との連携強化による地域医療の充実
身近な医療から救急医療などの高度な医療まで、いつでも安心して医療を受けることができるよう、芳賀赤十字病院等や医師会と連携を強化し、地域医療の充実を推進する。

補足事項

○「かかりつけ医」とは

- ・健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のことをかかりつけ医と呼んでいます。
- ・医療機関には次のような役割があるため、地域の救急医療体制の維持のためにも、まずは、身近で家族の様子を把握しているかかりつけ医への受診が重要となります。

○「医療機関の役割」

【救急医療】

・初期救急（急患センター）

入院等を必要としない比較的軽症な症状の場合（入院や手術が必要な場合は、医療機関と連携し診療を実施）

・二次救急

救急患者への初期診療と応急措置や入院治療が必要な場合

・三次救急

重篤で高度な専門的医療が必要な場合